

株 主 各 位

滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号

日本電気硝子株式会社

取締役会長 森 哲 次

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 平成18年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
当社本社会議室 |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第87期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第87期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表及び損益計算書報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 第87期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件（議案の要領は、後記参考書類に記載のとおりです。） |
| 第3号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の承認の件 |

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会招集通知の添付書類

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

全般的基調

当連結会計年度におきましては、わが国経済は、民間設備投資の拡大や輸出の好調などにより回復傾向を鮮明にまいりました。一方、当社グループの中核的事業領域である表示デバイスの分野においては、ブラウン管（CRT）から液晶ディスプレイ（LCD）やプラズマディスプレイ（PDP）など薄型パネルディスプレイ（FPD）への移行が一段と進みました。

このような中であって、当社グループは、表示デバイス関連市場構造の変化への対応を最優先課題として、CRT用ガラス事業を整理・縮小しFPD関連事業を拡充する事業構造の転換を積極的に進めてまいりました。併せて、経営全般の効率化と経営体質の強化、各事業分野における生産性や収益性の向上、薄膜応用製品など次なる時代を担う高付加価値製品の開発に力を注ぎ、業績の向上と事業基盤の確立を期してまいりました。

当連結会計年度の成果

売上面では、FPD関連製品を中心にNON-CRT用ガラスの販売が順調に増加したものの、事業の整理・縮小に市場価格の低下も加わってCRT用ガラスの売上が半減した結果、当連結会計年度の売上高は前年度に比べて137億58百万円（4.4%）減少し、2,964億40百万円となりました。

損益面では、FPD関連製品の販売の増加や生産性向上・費用削減などの効果、製品構成の変化に伴う販売費の減少などが寄与しましたが、CRT用ガラスの収益性の悪化や原料等の価格上昇などが圧迫要因となり、経常利益は493億80百万円（前年度比0.3%増）となりました。一方で、CRT用ガラス事業の整理・縮小に伴う事業整理損失や退職給付制度移行損などの特別損失563億92百万円を計上した結果、当期純利益は32億31百万円（同73.0%減）に止まりました。

なお、当社グループは、財務体質の強化を図るため平成12年3月期から有利子負債の削減に取り組んできておりますが、当年度から第三次有利子負債削減3ヵ年計画（削減目標600億円）をスタートさせ、同計画の下に借入金等の削減を進めた結果、当年度末の連結有利子負債残高は1,227億22百万円と前年度末比326億1百万円減少しました。また、株主資本比率は47.5%に上昇しました。

部門別の状況

当連結会計年度における部門別の営業の状況は次のとおりです。

区 分			第87期 (17.4～18.3)		第86期 (16.4～17.3)		比較増減	
			売上高	構成比	売上高	構成比	金額	比率
ガラス事業	情報・通信部門	CRT(ブラウン管)用ガラス	百万円 64,652	% 21.8	百万円 130,349	% 42.0	百万円 △65,697	% △50.4
		NON-CRT用ガラス (平面ディスプレイ用及び光・電子デバイス用ガラス)	167,851	56.6	115,204	37.2	52,646	45.7
		小 計	232,503	78.4	245,554	79.2	△13,050	△5.3
	部門他	ガラスファイバ	24,143	8.2	23,578	7.6	564	2.4
		建築・耐熱・照明薬用その他	38,314	12.9	39,783	12.8	△1,469	△3.7
	小 計	62,458	21.1	63,362	20.4	△904	△1.4	
	ガラス事業計	294,961	99.5	308,917	99.6	△13,955	△4.5	
その他		1,478	0.5	1,281	0.4	197	15.4	
合 計		296,440	100	310,198	100	△13,758	△4.4	

【情報・通信関連部門】

〔CRT(ブラウン管)用ガラス〕

世界的な市場の縮小や事業環境の悪化に対応するとともに、経営資源をFPD関連事業に振り向けるべく、積極的な事業の整理・縮小を進めました。日本国内における生産については、平成17年9月に溶解・成形工程を停止し、本年度中に加工工程も含めて全てを停止しました。欧州については、同年11月にチェコにおける合弁事業を解消し、翌12月に英国子会社における生産を停止しました。さらに中国・河北省の合弁事業についても、当社の持分権を中国側合弁相手方に譲渡し、本年3月末をもって合弁を解消しました。

これら当社グループの生産・供給能力の縮小に客先業界における在庫調整や製品値下りの影響が加わり、CRT用ガラスの売上高は646億52百万円（前年度比50.4%減）と大きく減少しました。

〔NON-CRT用ガラス（平面ディスプレイ用及び光・電子デバイス用ガラス）〕

FPD市場の拡大に対応して関連製品の生産・供給能力の拡充を進めた結果、LCD用及びPDP用ガラスの販売が大きく増加したほか、市況の回復により光部品用ガラスの販売も好調でした。これらの結果、NON-CRT用ガラスの売上高は1,678億51百万円（前年度比45.7%増）と伸長しました。

なお、LCD用基板ガラスの需要拡大に対応するため、滋賀高月、能登川両事業場に原板生産設備を増設し、それぞれ平成17年6月、平成18年3月より操業を開始しました。さらに本年内の操業開始に向けて、能登川事業場において追加設備の建設に着手しました。また、韓国、台湾市場への供給能力を拡充するため既存の現地子会社にて加工設備を増強するとともに、韓国・LGフィリップスLCD社とのLCD用基板ガラス加工事業合弁会社・坡州電気硝子株式会社（当社出資比率：60%）が平成18年1月より操業を開始しました。一方、PDP用基板ガラスについて

は、需要の増加や多面取り大板化に対応するため、平成18年夏の操業開始を目標に滋賀高月事業場において原板生産設備の増設に着手するとともに、若狭上中、滋賀高月両事業場にて薄膜及び加工能力の増強を進めました。

以上の結果、情報・通信関連部門の売上高は、2,325億3百万円（前年度比5.3%減）となりました。

【その他部門】

〔ガラスファイバ〕

自動車用高機能樹脂部品向けを中心に需要は増加傾向にありましたが、当社グループの供給能力面の制約から出荷が伸び悩み、ガラスファイバの売上高は241億43百万円（前年度比2.4%増）となりました。

なお、世界的な需要の増加に対応するため、平成18年夏の操業開始を目標にマレーシア子会社において生産設備の増設に着手しました。

〔建築・耐熱・照明薬事用その他〕

建築市場における低価格輸入品との競合などにより建築用ガラスの販売が低調であったほか、国内市場が縮小傾向にある照明用ガラス、魔法びん用ガラスの販売が減少した結果、建築・耐熱・照明薬事用その他の売上高は383億14百万円（前年度比3.7%減）に止まりました。

以上の結果、その他部門の売上高は、624億58百万円（前年度比1.4%減）となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は793億円です。

情報・通信関連部門においては、LCD、PDP用ガラスの生産能力の増強及び韓国、台湾におけるLCD用基板ガラスの加工設備の拡充を中心に704億32百万円の設備投資を行いました。

その他部門においては、超耐熱結晶化ガラス<ネオセラム>の生産能力拡充を中心に88億56百万円の設備投資を行いました。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、設備資金及び運転資金であり、これらを自己資金及び借入金でまかないました。また、連結子法人等の所要資金については、連結有利子負債を圧縮する方針からグループ内での貸付けによる充当を中心とし、一部を借入金でまかないました。

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境については、国内外ともに堅調な景気の持続が期待されるものの、原油価格や金利の動向など先行き予断を許さない状況が続くものと思われます。一方、ボーダレスな国際企業間競争、製品や部品、材料間の競合は激しく、経営や各事業を取り巻く環境の変化は一段とスピードを増しております。

当社グループといたしましては、こうした環境に的確かつスピーディに対処しつつ、これまで両三年にわたる事業構造転換から成長軌道へシフトするべく、次の諸施策に力を注いでまいりますと存じます。

まず、経営全般の一層の効率化を追求するとともに、キャッシュフロー重視の経営により環境変化に耐え得る強固な経営・財務体質を目指してまいります。有利子負債の削減については、対連結売上高比20%を将来的な目標とし、製品の需要動向を見据えたタイムリーな設備投資に重点を置きつつ、第三次有利子負債削減3ヵ年計画のもとに一段の削減に取り組んでまいります。

次に、経済のグローバル化に伴って当社製品の分野においても世界単一市場化や需要の海外シフトが続く中、国内拠点を中心に技術力、競争力の強化を図りつつ、海外の現地需要に応じた生産・供給拠点の整備を進め、世界市場を対象としたグローバルな事業活動を進めてまいります。

具体的な事業に関しては、FPD関連製品を中心に情報・通信関連部門のうちのNON-CRT分野を中核事業と位置付け、技術力の強化・確立と生産・供給能力の拡充並びに収益性の確保に力を注いでまいります。CRT用ガラスについては、アジア地域に集約した事業体制の下で、厳しい事業環境に耐え得る効率的な生産の再構築と収益性の回復を目指します。同時に、ガラスファイバ、耐熱ガラス、建築用ガラスなどを、安定した経営のための基礎的事業分野として強化してまいります。加えて、薄膜応用製品をはじめガラス以外の材料をガラスと組み合わせるNON-ガラスの分野を当社の次なる時代を担う事業領域と位置付け、技術力の強化と高付加価値製品の開発に努め、ガラス材料事業から機能製品事業への展開を図ってまいります。

以上の諸施策とともに、コンプライアンスや環境への対応などの面からも企業としての社会的責任を果たすべく力を注いでまいります。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移					
区 分	第84期 (14. 4～15. 3)	第85期 (15. 4～16. 3)	第86期 (16. 4～17. 3)	第87期 (17. 4～18. 3)	
売上高	328,803百万円	297,306百万円	310,198百万円	296,440百万円	
経常利益	31,203百万円	28,324百万円	49,236百万円	49,380百万円	
当期純利益	14,603百万円	8,567百万円	11,954百万円	3,231百万円	
1株当たり当期純利益	90円47銭	52円73銭	36円97銭	9円71銭	
総資産	499,569百万円	514,690百万円	495,567百万円	486,016百万円	
純資産	212,942百万円	208,247百万円	217,588百万円	231,004百万円	
1株当たり純資産	1,333円28銭	1,304円04銭	681円50銭	723円87銭	
当社の営業成績及び財産の状況の推移					
売上高	222,159百万円	217,735百万円	223,461百万円	231,573百万円	
経常利益	22,601百万円	32,378百万円	43,124百万円	57,022百万円	
当期純利益	9,707百万円	11,058百万円	3,007百万円	10,598百万円	
1株当たり当期純利益	60円20銭	68円69銭	9円08銭	32円92銭	
総資産	373,635百万円	420,348百万円	400,812百万円	420,594百万円	
純資産	158,476百万円	170,011百万円	170,634百万円	181,509百万円	
1株当たり純資産	992円28銭	1,064円78銭	534円48銭	568円79銭	

- (注) 1. 当社は、第86期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しています。
2. 当社は、平成17年3月10日付をもって普通株式1株を2株に分割しているため、第86期の1株当たり当期純利益については、株式分割が期首に行われたものとして算出しています。
3. 第85期においては、テクネグラスInc.において営業権の減損損失が発生したことなどにより連結の当期純利益及び1株当たり当期純利益が減少しました。一方、NON-CRT用ガラス部門の成長や各事業部門における生産性向上・費用削減努力の効果などが寄与した結果、単独の経常利益が増加しました。
4. 第86期においては、販売の増加や製品構成の変化による収益性の改善、各事業部門における生産性向上や費用削減の効果、テクネグラスInc.の営業損失の縮小に加えて、為替差損益の好転など営業外損益の改善が寄与した結果、連結の経常利益、当期純利益及び1株当たり当期純利益が増加しました。また、単独についても連結と同様の状況により経常利益は増加しましたが、テクネグラスInc.株式の評価損や同社に対する債権について貸倒引当金を計上した結果、当期純利益及び1株当たり当期純利益は減少しました。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、情報・通信関連向けガラスをはじめとする特殊ガラス製品及びガラス製造機械類の製造及び販売を主な事業としています。

主要製品は次のとおりです。

区 分	主 要 製 品	区 分	主 要 製 品
情報・通信関連部門	CRT（ブラウン管）用ガラス テレビ用ガラス ディスプレイ用ガラス プロジェクション用ガラス	その他部門	ガラスファイバ プリント配線板用ガラスファイバ エンジニアリングプラスチック（FRTP）用ガラスファイバ 強化プラスチック（FRP）用ガラスファイバ 耐アルカリ性ガラスファイバ
	NON-CRT用ガラス（平面ディスプレイ用及び光・電子デバイス用ガラス） 液晶ディスプレイ（LCD）用ガラス TFT・STN用基板ガラス バックライト用ガラス プラズマディスプレイ（PDP）用ガラス 基板ガラス ガラスペースト 光関連ガラス 光ファイバ接続用キャビラリ・フェルル 球レンズ部品 非球面レンズ用硝材<マイクロ・プリフォーム> その他電子デバイス用ガラス 各種粉末ガラス イメージセンサ用カバーガラス ダイオード用ガラス		建築用ガラス ガラスブロック 結晶化ガラス建材<ネオパリエ>・<ラビエ> 防火戸用板ガラス<ファイアライト> 放射線遮へい用ガラス 耐熱ガラス 超耐熱結晶化ガラス<ネオセラム> 電子レンジ用トレイ<ネオレックス> 照明用ガラス 医薬・理化学用ガラス 魔法びん用ガラス 真空式ソーラーコレクタ・真空式ソーラー温水器 ガラス製造機械

(2) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	滋 賀 県 大 津 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
大 津 事 業 場	滋 賀 県 大 津 市
藤 沢 事 業 場	神 奈 川 県 藤 沢 市
滋 賀 高 月 事 業 場	滋 賀 県 伊 香 郡
能 登 川 事 業 場	滋 賀 県 東 近 江 市
若 狭 上 中 事 業 場	福 井 県 三 方 上 中 郡
精密ガラス加工センター	滋 賀 県 草 津 市

② 子法人等

会社名	所在地
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn.Bhd.	マレーシアセランゴール州
ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limited	英国カーディフ市
P. T. ニッポン・エレクトリック・グラス・インドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州
福建電気硝子有限公司	中華人民共和国福建省
日本電気硝子（韓国）株式会社	韓国慶尚北道
台湾電気硝子股份有限公司	台湾台中県
坡州電気硝子株式会社	韓国京畿道

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数	800,000,000株
② 発行済株式総数	319,544,156株
③ 株主数	7,504名
④ 大株主	

氏名又は名称	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）	74,600千株	23.3%	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,694千株	5.9%	—	—
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン	17,214千株	5.4%	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,725千株	4.3%	—	—
ニプロ株式会社	11,883千株	3.7%	—	—
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	9,634千株	3.0%	—	—
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	8,684千株	2.7%	—	—
ザ チェース マンハッタン バンク 385036	6,008千株	1.9%	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	5,614千株	1.8%	—	—
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	5,564千株	1.7%	—	—

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）の持株数74,600千株は、日本電気株式会社が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであり、その議決権は日本電気株式会社が実質的に保有しています。なお、日本電気株式会社は上記のほか当社株式を3,375千株（出資比率1.1%）保有しています。また、当社は同社株式を1,621千株（同0.1%）保有しています。
2. フィデリティ投信株式会社から、平成17年10月6日付の変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）の写しが当社に送付され、平成17年9月29日現在で同社が32,460千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから、平成17年11月16日付の変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）の写しが当社に送付され、平成17年11月9日現在で同社を含む共同保有者5社が38,526千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

- ① 取得株式
普通株式 113,588株
取得価額の総額 248百万円
- ② 処分株式
普通株式 2,814株
処分価額の総額 5百万円
- ③ 決算期における保有株式
普通株式 606,461株

(5) 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が所有する当社の株式数及び出資比率	
株式会社三井住友銀行	150億円	1,638千株	0.5%
住友信託銀行株式会社	141億円	3,200千株	1.0%
株式会社滋賀銀行	90億円	5,271千株	1.6%
株式会社三菱東京UFJ銀行	62億円	652千株	0.2%
株式会社あおぞら銀行	40億円	一千株	—%

(6) 企業集団の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
6,452名	725名減

- (注) 1. 従業員数は就業人数で記載しています。
2. 当年度における従業員数の減少は、主に石家荘寶石電気硝子有限公司を連結の範囲から除外したことによるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,008名	253名減	42.7歳	23.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人数で記載しています。
2. 当年度における従業員数の減少は、主に生産体制の再編に伴う子会社への出向などによるものです。

(7) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金等	議決権比率等	主要な事業内容
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.	358百万マレーシアドル	100%	ガラス製品の製造、販売
ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limited	100百万英ポンド	100%	ガラス製品の製造、販売
P. T. ニッポン・エレクトリック・グラス・インドネシア	20百万米ドル	75.0%	ガラス製品の加工、販売
福建電気硝子有限公司	55百万米ドル	80.0%	ガラス製品の製造、販売
日本電気硝子（韓国）株式会社	5,000百万ウォン	100%	ガラス製品の加工、販売
台湾電気硝子股份有限公司	207百万台湾ドル	100%	ガラス製品の加工、販売
坡州電気硝子株式会社	36,000百万ウォン	60.0%	ガラス製品の加工、販売

② 企業結合の経過

- イ) テクネグラスInc. は、平成16年8月に生産活動を停止、事業規模を縮小し主に販売事業を行っていましたが、当年度においては当社グループに与える影響が少なくなったことから、上表から除いています。
- ロ) テクネグラスInc.、ニッポン・エレクトリック・グラス・アメリカInc. 及びニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc. は、平成16年9月に米国連邦破産法上の更生手続きを申請していましたが、平成17年10月に裁判所による更生計画の認可を受けました。
- ハ) 欧州でのCRT用ガラス市場の急激な縮小に伴い、当社は、平成17年10月、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedを解散することを決議しました。同社は、同年12月に生産を停止し、清算手続きを進めています。
- ニ) 台湾電気硝子股份有限公司は、当社からの仕入高が増加し当社の売上高の総額に占める割合が高くなった結果、新たに重要な子法人等に該当することになりましたので、上表中に記載しています。
- ホ) 坡州電気硝子株式会社は、当年度中に増資を行った結果、新たに重要な子法人等に該当することになりましたので、上表中に記載しています。
- ヘ) 石家荘宝石電気硝子有限公司は、平成18年3月に当社保有の持分権を全て譲渡したことにより、連結の範囲から除外し損益計算書のみ連結しているため、上表から除いています。

③ 企業結合の成果

当連結会計年度において、連結子法人等1社を連結の範囲から除外したことから、上記の重要な子法人等7社を含め、連結子法人等は合計24社となりました。当連結会計年度の売上高は2,964億40百万円（前年度比4.4%減）、経常利益は493億80百万円（同0.3%増）、当期純利益は32億31百万円（同73.0%減）です。

④ 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は当社の総株主の議決権数の24.6%（間接所有分23.6%を含む）を実質的に保有しており、当社は同社の関連会社です。

(8) 取締役及び監査役の状況

氏 名	会社における地位	担 当 又 は 主 な 職 業
森 哲 次	取 締 役 会 長 (代表取締役)	社長執行役員 (担当: 監査)
井 筒 雄 三	社 長 (代表取締役)	
池 田 昭 夫	取 締 役	
加 藤 博	取 締 役	専務執行役員 (統括: コンシューマーガラス事業、 建材事業) 担当: 営業管理、宣伝 コンシューマーガラス事業本部長、建材事業本部長兼営業部長 常務執行役員 (統括: 電子部品事業、薄膜事業、 開発、環境管理、製造技術、 工務、施設)
稲 田 勝 美	取 締 役	電子部品事業本部長 常務執行役員 (統括: ガラス繊維事業)
有 岡 雅 行	取 締 役	ガラス繊維事業本部長兼ガラス繊維事業部長 常務執行役員 (統括: 液晶板ガラス事業、プラズマ 板ガラス事業、CRT事業)
阿 閉 正 美	取 締 役	液晶板ガラス事業本部長
山 本 茂	取 締 役	常務執行役員 (担当: 総務、経理、資材)
林 稔 雄	常 勤 監 査 役	常務執行役員 (担当: 技術、研究開発、特許)
安 田 斎 齋	常 勤 監 査 役	技術部長
竹 内 卓 郎	監 査 役	弁 護 士
小 野 隆 男	監 査 役	日本電気株式会社支配人兼財務部長

- (注) 1. 山本 茂氏は、平成17年6月29日開催の第86期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しました。
2. 監査役竹内卓郎、小野隆男の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役です。
3. 当社は執行役員制度を採用しています。
「担当又は主な職業」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務に係るものです。また、平成18年3月31日現在、取締役でない執行役員は13名が在任しています。
4. 当年度中に退任した取締役の氏名、退任時の会社における地位及び退任年月日は次のとおりです。

氏 名	退任時の会社における地位	退 任 年 月 日
向 後 延 恒	取 締 役 会 長	平成17年6月29日退任
浦 木 昭 孝	取 締 役	平成17年6月29日退任

5. 平成18年4月1日付をもって取締役池田昭夫、加藤 博、稲田勝美、阿閉正美及び山本 茂の各氏並びに監査役小野隆男氏の「担当又は主な職業」が次のとおりとなりました。

氏 名	会社における地位	担 当 又 は 主 な 職 業
池 田 昭 夫	取 締 役	専務執行役員 (担当：ソーラー事業)
加 藤 博	取 締 役	専務執行役員〔統括：電子部品事業、薄膜事業、 開発、環境管理、製造技術、 工務、施設〕 電子部品事業本部長
稲 田 勝 美	取 締 役	専務執行役員〔統括：コンシューマーガラス事業、 ガラス繊維事業、建材事業〕 コンシューマーガラス事業本部長兼ガラス繊維事業本部長
阿 閉 正 美	取 締 役	常務執行役員〔担当：総務、経理、資材、営業管理、 宣伝〕
山 本 茂	取 締 役	常務執行役員〔統括：特許 担当：技術、研究開発〕 技術部長
小 野 隆 男	監 査 役	日本電気株式会社執行役員兼財務部長

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支 払 額
① 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	50百万円
② 上記①のうち公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明等）の対価として支払うべき報酬等の合計額	37百万円
③ 上記②のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(注) 本営業報告書中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(金額単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	216,167	流 動 負 債	177,748
現 金 ・ 預 金	86,322	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	36,793
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	70,514	短 期 借 入 金	73,965
た な 卸 資 産	40,798	未 払 金	37,317
繰 延 税 金 資 産	14,312	未 払 法 人 税 等	16,957
そ の 他	5,810	そ の 他	12,714
貸 倒 引 当 金	△ 1,590	固 定 負 債	72,903
固 定 資 産	269,848	社 債	40,000
有 形 固 定 資 産	233,206	長 期 借 入 金	8,756
建 物 ・ 構 築 物	36,956	繰 延 税 金 負 債	2,400
機 械 装 置 ・ 運 搬 具	158,182	製 品 補 償 損 失 引 当 金	830
土 地	16,294	退 職 給 付 引 当 金	1,239
建 設 仮 勘 定	18,625	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	372
そ の 他	3,148	特 別 修 繕 引 当 金	11,286
無 形 固 定 資 産	830	そ の 他	8,017
営 業 権	49	負 債 合 計	250,652
そ の 他	781	少 数 株 主 持 分	
投 資 其 他 の 資 産	35,811	少 数 株 主 持 分	4,359
投 資 有 価 証 券	20,321	資 本 の 部	
繰 延 税 金 資 産	11,544	資 本 金	18,385
そ の 他	4,151	資 本 剰 余 金	20,123
貸 倒 引 当 金	△ 205	利 益 剰 余 金	185,672
資 産 合 計	486,016	株 式 等 評 価 差 額 金	7,098
		為 替 換 算 調 整 勘 定	371
		自 己 株 式	△ 647
		資 本 合 計	231,004
		負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 合 計	486,016

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(金額単位 百万円)

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	営 業 収 益	296,440
	売 上 高	296,440
	営 業 費 用	244,488
	売 上 原 価 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	212,711 31,776
営 業 利 益		51,952
損 益 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益	5,721
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,147
	為 替 差 益	2,177
	そ の 他	1,397
	営 業 外 費 用	8,293
	支 払 利 息	1,679
	た な 卸 資 産 評 価 損	2,497
	固 定 資 産 除 却 損	1,297
	そ の 他	2,818
	経 常 利 益	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	5,407
	前 期 損 益 修 正 益	5,147
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	250
	そ の 他	9
	特 別 損 失	56,392
	退 職 給 付 制 度 移 行 損	6,753
	事 業 整 理 損 失	35,923
	固 定 資 産 除 却 損	1,389
	減 損 損 失	11,496
	製 品 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	830
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		1,604
法人税、住民税及び事業税		18,727
法人税等調整額		△ 14,142
少数株主損失		9,420
当 期 純 利 益		3,231

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 24社
主要会社名：ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limited、P.T. ニッポン・エレクトリック・グラス・インドネシア、福建電気硝子有限公司、日本電気硝子（韓国）株式会社、台湾電気硝子股份有限公司、坡州電気硝子株式会社

なお、石家荘宝石電気硝子有限公司は、平成18年3月に当社保有の持分権を全て譲渡したことにより、連結の範囲から除外し損益計算書のみ連結しています。これにより当連結会計年度において連結子法人等の数が1社減少しています。

非連結子法人等の数 なし

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 なし
持分法を適用していない主要な関連会社名：サンゴバン・ティーエム株式会社
持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、在外連結子法人等（ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd. ほか11社）の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたり、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しています。
- ② デリバティブ
時価法を採用しています。
- ③ たな卸資産
製品
主として先入先出法及び移動平均法による低価法を採用しています。
その他
主として先入先出法及び移動平均法による原価法を採用しています。また、在外連結子法人等は先入先出法及び移動平均法による低価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しています。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しています。
また、在外連結子法人等は主として定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
機械装置・運搬具 9～14年
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 製品補償損失引当金
当社製品の一部分について発生した今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、対象製品の出荷数に基づき算定した発生予測金額を計上しています。
なお、製品補償損失引当金は商法施行規則第43条に該当する引当金です。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務の金額を計上しています。
（追加情報）
当社は、平成18年3月31日をもって従業員の退職金制度の改訂を行い、税制適格退職年金制度及び退職一時金制度を廃止し、退職金を前払いするとともに確定拠出年金制度を拡充したため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しています。
なお、本改訂による影響額は、特別損失として6,753百万円計上しています。
また、従業員の一部には退職一時金制度が存続しますが、対象となる従業員が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法（当連結会計年度末自己都合要支給額）によっています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。ただし、当社においては平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。
なお、役員退職慰労引当金は商法施行規則第43条に該当する引当金です。
- ⑤ 特別修繕引当金
ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。
なお、特別修繕引当金は商法施行規則第43条に該当する引当金です。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子法人等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、在外連結子法人等は通常の売買取引に準じた会計処理によっています。

(6) ヘッジ会計

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす為替予約取引については、繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引については、振当処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	主として売掛金
通貨スワップ取引	主として長期貸付金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する連結各社の規程等に基づくほか、経営会議での決定により、将来の為替相場の変動によるリスクをできるだけ回避する目的で為替予約等取引を利用しています。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっています。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、5年間で均等償却していません。

II. 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当社及び国内連結子法人等は、当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しています。この変更により従来の方法によった場合と比較して、営業利益が734百万円、経常利益が1,250百万円増加していますが、税金等調整前当期純利益は10,118百万円減少しています。

III. 表示方法の変更

(未払金)

前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めて表示していた「未払金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分表示しています。

なお、前連結会計年度における当該金額は13,690百万円です。

(たな卸資産評価損)

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示していた「たな卸資産評価損」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分表示しています。

なお、前連結会計年度における当該金額は313百万円です。

IV. 連結貸借対照表の注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 298,903百万円

2. 圧縮記帳帳

過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円及び機械装置・運搬具34百万円です。

3. 保証債務等

保証債務	1,770百万円
受取手形割引高	121百万円

4. 発行済株式総数 普通株式 319,544,156株

5. 自己株式 普通株式 606,461株

V. 連結損益計算書の注記

1株当たり当期純利益 9円71銭

VI. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 8 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人
指 定 社 員 公 認 会 計 士 園 木 宏 ㊞
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 中 尾 正 孝 ㊞
指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 尾 正 孝 ㊞
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 三 浦 洋 ㊞

当監査法人は、(旧)「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第87期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い日本電気硝子株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

また、「会計方針の変更」に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を平成18年3月31日に終了する営業年度から適用することとなったことに伴うものであり相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第87期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

I. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

II. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成 18 年 5 月 9 日

日本電気硝子株式会社監査役会

常勤監査役 林 稔 雄[㊟]

常勤監査役 安 田 齋[㊟]

監 査 役 竹 内 卓 郎[㊟]

監 査 役 小 野 隆 男[㊟]

(注) 監査役竹内卓郎及び監査役小野隆男は、(旧)株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(金額単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	173,974	流動負債	171,780
現金・預金	62,606	買掛金	36,993
受取手形	3,822	短期借入金	65,756
売掛金	59,689	長期借入金 (1年以内返済予定)	7,500
製品・商品	9,470	未払金	32,067
半製品・仕掛品	10,150	未払費用	7,422
原材料・貯蔵品	8,411	未払法人税等	15,400
繰延税金資産	11,724	預り金	4,715
短期貸付金	699	その他	1,925
その他	7,475	固定負債	67,305
貸倒引当金	△ 75	社債	40,000
固定資産	246,620	長期借入金	7,186
有形固定資産	165,339	製品補償損失引当金	830
建物・構築物	22,675	退職給付引当金	105
機械・装置	119,565	役員退職慰労引当金	340
運搬具・工具器具備品	2,157	特別修繕引当金	11,286
土地	9,149	長期未払金	7,557
建設仮勘定	11,790	負債合計	239,085
無形固定資産	205	資本の部	
施設利用権	64	資本金	18,385
その他	140	資本剰余金	20,123
投資その他の資産	81,075	資本準備金	20,115
投資有価証券	20,321	その他資本剰余金	8
子会社株式	31,226	自己株式処分差益	8
子会社出資金	5,577	利益剰余金	136,548
長期貸付金	9,371	利益準備金	2,988
更生債権	31,636	任意積立金	119,770
長期前払費用	1,100	別途積立金	119,770
繰延税金資産	14,497	当期末処分利益	13,790
その他	2,124	株式等評価差額金	7,098
貸倒引当金	△ 34,780	自己株式	△ 647
資産合計	420,594	資本合計	181,509
		負債及び資本合計	420,594

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(金額単位 百万円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 収 益	231,573	
	売 上 高	231,573	
	営 業 費 用	177,554	
	売 上 原 価	157,825	
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,728	
	営 業 利 益	54,019	
	益 の 部	営 業 外 収 益	9,716
		受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,083
		そ の 他	3,633
		営 業 外 費 用	6,713
支 払 利 息		1,148	
	そ の 他	5,565	
経 常 利 益		57,022	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	7,674	
	前 期 損 益 修 正 益	7,417	
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	250	
	固 定 資 産 売 却 益	6	
	特 別 損 失	47,865	
	退 職 給 付 制 度 移 行 損	6,753	
	事 業 整 理 損 失	15,261	
	固 定 資 産 除 却 損	1,359	
	減 損 損 失	11,224	
	子 会 社 株 式 評 価 損	8,001	
	子 会 社 債 権 貸 倒 損 失	1,290	
	子 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,145	
	製 品 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	830	
税 引 前 当 期 純 利 益		16,831	
法人税、住民税及び事業税		16,411	
法人税等調整額		△ 10,179	
当 期 純 利 益		10,598	
前 期 繰 越 利 益		4,467	
中 間 配 当 額		1,275	
当 期 未 処 分 利 益		13,790	

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しています。
その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しています。
2. デリバティブの評価方法
時価法を採用しています。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
製品については移動平均法による低価法を、仕掛品については先入先出法による原価法を、その他のたな卸資産については移動平均法による原価法をそれぞれ採用しています。
4. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
定率法を採用しています。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
機械・装置 9～14年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。
5. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 製品補償損失引当金
当社製品の一部について発生した今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、対象製品の出荷数に基づき算定した発生予測金額を計上しています。
なお、製品補償損失引当金は商法施行規則第43条に該当する引当金です。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の金額を計上しています。
(追加情報)
当社は、平成18年3月31日をもって従業員の退職金制度の改訂を行い、税制適格退職年金制度及び退職一時金制度を廃止し、退職金を前払しするとともに確定拠出年金制度を拡充したため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しています。
なお、本改訂による影響額は、特別損失として6,753百万円計上しています。
また、従業員の一部には退職一時金制度が存続しますが、対象となる従業員が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法(当年度末自己都合要支給額)によっています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当年度末要支給額を計上しています。ただし、平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。
なお、役員退職慰労引当金は商法施行規則第43条に該当する引当金です。

- (5) 特別修繕引当金
ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。
なお、特別修繕引当金は商法施行規則第43条に該当する引当金です。
6. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
7. ヘッジ会計
(1) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の要件を満たす為替予約取引については、繰延ヘッジ処理を採用しています。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 ヘッジ対象
為替予約取引 主として売掛金
- (3) ヘッジ方針
為替予約取引の執行に係る権限、利用目的、利用範囲等を定めた為替予約規程に基づくほか、経営会議での決定により、将来の為替相場の変動によるリスクをできるだけ回避する目的で為替予約取引を利用しています。
8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

II. 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しています。
この変更により従来の方針によった場合と比較して、営業利益が734百万円、経常利益が1,248百万円増加していますが、税引前当期純利益は9,975百万円減少しています。

III. 貸借対照表の注記

1. 子会社に対する金銭債権・債務
子会社に対する短期金銭債権 25,795百万円
子会社に対する長期金銭債権 40,754百万円
子会社に対する短期金銭債務 19,650百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 199,408百万円
3. 圧縮記帳
過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円及び機械・装置34百万円です。
4. 保証債務等
保証債務 6,844百万円
受取手形割引高 121百万円
5. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことに増加した純資産額は7,098百万円です。
6. 発行済株式総数 普通株式 319,544,156株
7. 自己株式 普通株式 606,461株

IV. 損益計算書の注記

1. 子会社との取引高
売上高 90,043百万円
仕入高 66,266百万円
営業取引以外の取引高 12,435百万円
2. 1株当たり当期純利益 32円92銭

V. 追加情報

当社は、平成18年3月29日開催の取締役会において、中国C R T用ガラス製造子会社福建電気硝子有限公司(出資比率:当社80%)に対して、当社グループのC R T事業における同社の重要性を勘案し、当社からの貸付金8,558百万円を同社への出資金に振り替え、同社の財務支援を行うことを決議しました(発効は中国行政当局の認可後)。

なお、本件実施後、当社の出資比率は91.4%となります。

VI. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

利 益 処 分 案

(金額単位 円)

(当期末処分利益の処分)	
当 期 未 処 分 利 益	13,790,358,014
これを次のとおり処分します。	
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 5 円)	1,594,688,475
取 締 役 賞 与 金	99,090,000
別 途 積 立 金	6,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	6,096,579,539
(その他資本剰余金の処分)	
そ の 他 資 本 剰 余 金	8,251,459
これを次のとおり処分します。	
そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 額	8,251,459

(注) 平成17年12月5日に1,275,965,572円(1株につき4円)の中間配当を実施しました。

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 8 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人
 指 定 社 員 公 認 会 計 士 園 木 宏 ㊞
 業 務 執 行 社 員
 指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 尾 正 孝 ㊞
 業 務 執 行 社 員
 指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 浦 洋 ㊞
 業 務 執 行 社 員

当監査法人は、(旧)「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第87期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 「会計方針の変更」に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を平成18年3月31日に終了する営業年度に係る計算書類及び附属明細書から適用することとなったことに伴うものであり相当と認める。
- (3) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第87期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

I. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

II. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

- (6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成 18 年 5 月 9 日

日本電気硝子株式会社監査役会

常勤監査役 林 稔 雄[㊟]

常勤監査役 安 田 齋[㊟]

監 査 役 竹 内 卓 郎[㊟]

監 査 役 小 野 隆 男[㊟]

(注) 監査役竹内卓郎及び監査役小野隆男は、(旧)株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

(ご参考)

1. 連結キャッシュ・フローの状況 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(金額単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	71,311
投資活動によるキャッシュ・フロー	△56,515
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29,759
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,383
現金及び現金同等物の期首残高	97,901
現金及び現金同等物の期末残高	86,321

2. セグメント情報

所在地別セグメント情報 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(金額単位 百万円)

	日 本	ア ジ ア	その他の地域	計	消去又は全社	連 結
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	150,622	126,779	19,038	296,440	—	296,440
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	87,096	8,828	835	96,760	(96,760)	—
計	237,719	135,607	19,873	393,200	(96,760)	296,440
営業費用	180,337	134,988	25,870	341,197	(96,708)	244,488
営業利益又は営業損失(△)	57,381	619	△5,997	52,003	(51)	51,952
II. 資産	365,073	141,723	17,145	523,942	(37,925)	486,016

海外売上高 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(金額単位 百万円)

	ア ジ ア	その他の地域	計
海外売上高	152,018	34,144	186,162
連結売上高			296,440
連結売上高に占める海外売上高の割合	51.3%	11.5%	62.8%

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。)

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

317,675個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第87期利益処分案承認の件

議案の内容は、「株主総会招集通知の添付書類」（22頁）に記載のとおりです。

当社では、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保に努めるとともに、株主の皆さまに対し業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した利益還元を続けることを基本とし、財務状況等も勘案して配当金額を決定しています。

当期末の利益配当金につきましては、CRT用ガラスについてはなお厳しい事業環境下であり、FPD関連分野では引き続き高水準の設備投資を要する見通しにあるものの、これまでの構造転換の進捗状況も踏まえ、この間の株主の皆さまのご理解とご支援にお応えするべく、1株につき1円50銭増配し、5円とさせていただきますと存じます。この結果、中間配当金4円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき9円となります。これは平成17年3月10日付の株式分割（普通株式1株を2株に分割）後の基準で換算した前期の年間配当金6円50銭（中間3円、期末3円50銭）と比べ1株につき2円50銭の増配となります。

また、取締役賞与金につきましては、取締役を1名減員したことや当期の業績等を勘案し、取締役8名に対し、前期に比べ1,091万円減額し、9,909万円を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）並びに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことなどに伴い、以下の理由により、定款を変更するものです。

- (1) 単元未満株式の権利は単元株式と比して相当の範囲に制限すべきものであることから、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものです。
- (2) 株主総会の招集地を明確にするため、変更案第15条（招集地）を新設するものです。
- (3) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるように、変更案第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものです。
- (4) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録により承認を行うことができるように、変更案第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものです。
- (5) 監査役及び社外監査役についてその期待される役割を十分に発揮できるように、変更案第35条（監査役の責任免除）を新設するものです。
- (6) 上記のほか、会社法施行に伴い必要となる規定の加除、修正及び移設並びに条数の変更など所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり変更したいと存じます。（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>8億株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（単元未満株式という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;">(2) 監査役</p> <p style="text-align: center;">(3) 監査役会</p> <p style="text-align: center;">(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、8億株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株式その他の取扱規則)</p> <p>第9条 株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>2. 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する手続及び手数料は、取締役会において定める取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式について名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式その他の取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>2. 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第11条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。</u></p> <p><u>2. 前項の外、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合随時これを招集する。</u></p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除く外、取締役会の決議に基づいて取締役会長がこれを招集し、取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、取締役副会長がこれを招集する。取締役副会長が欠員であるか又は事故があるときは、社長がこれを招集し、社長に事故があるときは、他の代表取締役がこれを招集する。</p>	<p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(招集地)</u></p> <p><u>第15条 当会社は、滋賀県で株主総会を開催する。</u></p> <p style="text-align: center;">(招 集)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除く<u>ほか</u>、取締役会の決議に基づいて取締役会長がこれを招集し、取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、取締役副会長がこれを招集する。取締役副会長が欠員であるか又は事故があるときは、社長がこれを招集し、社長に事故があるときは、他の代表取締役がこれを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、議決権を行使することができる当会社の他の株主に委任してその議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会の開会前に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行なう。</p> <p>2. 商法第343条に定める株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを行なう。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が署名又は電子署名を行ない、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、議決権を行使することができる当会社の他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第20条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によりこれを行なう。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを行なう。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (省 略) (選任決議)</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行なう。</p> <p>2. 前項の決議は、累積投票によらないものとする。 (代表取締役等)</p> <p>第19条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長及び社長各1名を定めることができる。 (取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、法令及び本定款の定めに従い、当会社の業務の執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの外、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>3. 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急を必要とする場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条 (現行どおり) (選任決議)</p> <p>第22条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行なう。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第23条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを<u>選定</u>する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの<u>ほか</u>、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役会の決議の省略</u>)</p> <p>第25条 当会社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第25条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行なう。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第26条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの<u>外</u>、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>2. 監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急を必要とする場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(任 期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第26条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という。)</u>は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第30条 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行なう。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの<u>ほか</u>、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第28条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役は、<u>互選</u>により常勤の監査役を<u>定める</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(決算期)</p> <p>第30条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>その末日をもって決算期</u>とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第31条 <u>利益配当金</u>は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者</u>に対し、これを支払う。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>その決議</u>により常勤の監査役を<u>選定</u>する。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 <u>期末配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し、<u>株主総会の決議により、これを支払う</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第32条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という。）</u>を行なうことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第33条 <u>利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、</u>当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、毎年9月30日を<u>基準日</u>として、<u>取締役会の決議により、中間配当を行なうことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、</u>当社はその支払の義務を免れる。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員8名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 〔他の会社の代表状況〕	所有する当社の株式数
1	森 哲 次 (昭和12年1月2日)	昭和34年4月 当社入社 昭和57年6月 取締役就任 昭和63年6月 常務取締役就任 平成2年6月 専務取締役就任 平成4年6月 副社長就任 平成8年6月 社長就任 平成14年6月 社長執行役員就任 平成15年6月 取締役副会長就任 平成17年6月 取締役会長就任 (現任)	74,682株
2	井 筒 雄 三 (昭和19年12月12日)	昭和42年4月 当社入社 平成8年6月 取締役就任 平成12年6月 常務取締役就任 平成14年6月 取締役就任 専務執行役員就任 平成15年6月 社長就任 (現任) 社長執行役員就任 (現任)	36,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 〔他の会社の代表状況〕	所有する当社の株式数
3	加藤 博 (昭和22年1月12日)	昭和44年4月 当社入社 平成6年11月 CRT事業部CRT事業部CRT第二製造統括部長 平成7年11月 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd. 社長就任 平成10年6月 当社取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成15年6月 常務執行役員就任 平成17年6月 電子部品事業本部長(現任) 平成18年4月 専務執行役員就任(現任) 〔東陽電子硝子株式会社代表理事〕	20,000株
4	稲田 勝美 (昭和23年6月17日)	昭和46年4月 当社入社 平成7年11月 電子部品事業本部電子部品事業部長 平成10年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成15年6月 常務執行役員就任 平成17年6月 ガラス繊維事業本部長(現任) 平成18年4月 専務執行役員就任(現任) コンシューマーガラス事業本部長(現任)	21,200株
5	有岡 雅行 (昭和23年9月28日)	昭和53年4月 当社入社 平成9年3月 ガラス繊維事業本部ガラス繊維事業部長 平成11年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任(現任) 平成17年6月 液晶板ガラス事業本部長(現任)	18,000株
6	阿閉 正美 (昭和23年1月3日)	昭和46年4月 当社入社 平成9年6月 経理部長 平成12年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任(現任)	23,200株
7	山本 茂 (昭和28年12月19日)	昭和53年4月 当社入社 平成9年10月 技術部長(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成17年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 〔株式会社電気硝子特許センター社長〕	2,000株
8	稲増 耕一 (昭和27年1月30日)	昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 人事部長 平成14年6月 執行役員就任(現任) 平成17年6月 CRT事業本部営業部長(現任) 平成18年4月 CRT事業本部長(現任) 〔福州電気硝子有限公司董事長 福建電気硝子有限公司董事長 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd. 社長〕	9,000株

(注) 取締役候補者 稲増耕一氏は、福州電気硝子有限公司董事長及び福建電気硝子有限公司董事長を兼務しており、当社は両社との間に技術援助や役務提供のほか、ガラス製造機械類の販売などの取引関係があります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小野隆男氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略 〔他の会社の代表状況〕	所有する当社の株式数
岡田 不二郎 (昭和27年9月17日)	昭和51年4月 日本電気株式会社入社 平成15年1月 同社法務部長(現任) 平成18年4月 同社執行役員就任(現任)	なし

(注) 岡田不二郎氏は、社外監査役の候補者です。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略 〔他の会社の代表状況〕	所有する当社の株式数
妹尾 賢治 (昭和23年4月24日)	昭和47年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行 平成13年2月 日本電気株式会社入社 同社財務部長 平成14年10月 同社関連企業部長(現任) 平成17年4月 同社支配人(現任)	なし

(注) 妹尾賢治氏は、社外監査役の補欠として選任するものです。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の承認の件

当社は、平成18年5月9日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆さまの過半数のご承認を条件に、株主共同の利益の確保・向上を目的として、以下に記載した当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議しました。

つきましては、本対応方針の導入について、株主の皆さまのご承認をお願いするものです。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の公開買付（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません。また、本対応方針発効時点において既に議決権割合が20%以上である特定株主グループの当社株券等の買付は含みません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針を定めるものです。

1. 当社の事業特性と企業価値の向上

当社は、昭和24年の創立以来一貫して、主として工業製品の部品・材料として用いられる特殊ガラス・ハイテクガラスの製造・販売を事業としております。

当社の売上の大部分は、特定の限られた顧客との取引に依存しています。この数年連結売上高に占める主要顧客グループへの販売の割合は高まってきており、平成18年3月期は50%を上回りました（注4）。従って、これら顧客との緊密な取引関係を重視した経営と事業活動を行わなければ、継続して企業価値を高めることはできません。

また、半世紀を越えて蓄積した特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウ、取引先との強固な関係、信頼に基づく良好な労使関係も、当社の重要な経営資源です。

当社としましては、これらの経営資源の蓄積を最大限に活用しつつ、

- 顧客の新たなニーズを早期にキャッチし、研究開発・製造・営業各部門が連携する当社独自の開発体制をもとに保有する要素技術を応用・援用し、短期間に顧客の求める新製品を開発・供給すること
- 事業環境の変化に的確に対応しつつ、フラットパネルディスプレイ（FPD）関連など成長分野に重点的に経営資源を投入すること
- 常に技術レベルの向上に努め、より効率的な生産・供給体制を築き、収益性を高めること
- 特殊ガラス・ハイテクガラス素材をベースに薄膜技術、金属・有機材料との複合技術を強化・拡充し、機能商品分野へと事業を展開すること

により、より長期的な視点から企業価値の増大に努めることとしております。

このためには、今後とも顧客をはじめ取引先との継続的な関係を維持・発展し、中長期的な観点から安定的な経営を行うことが必須となります。

2. 大規模買付ルールの目的

近時、株式持合い構造の解消、新しい法制度の整備や企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

当社は、日本電気株式会社の関連会社であり、同社は当社の総株主の議決権の24.6%（間接所有分23.6%を含む。）を実質的に保有しています。

一方、当社は、FPD用ガラスをはじめとする特殊ガラス・ハイテクガラスの分野において創立以来築いた独自の地位を占めています。液晶ディスプレイ用ガラスやプラズマディスプレイ用ガラスなどの当社製品は表示デバイス分野等で必要不可欠な部材であり、また、手がける企業もごく少数で高いシェアの製品も数多くあることから、当社の事業や特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウ等に興味を示し、突如として大規模買付者が出現する可能性があると考えております。

もとより、当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるか否かは、最終的に当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株主の皆さまが大規模買付行為に応じられるか否かの判断を行われるに当たっては、大規模買付者から十分な情報を提供いただくと共に、当社取締役会がこれを評価、検討し、その結果と意見を提供することが重要であると考えております。

特に、半世紀を越えて蓄積した特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウをはじめとする当社の企業価値の把握は、上記の当社の事業特性に対する理解なくして困難であり、株主の皆さまが大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要になるものと考えております。

また、現在当社グループは、表示デバイス分野におけるFPDへの市場構造の変化に対応するべく、CRT用ガラスの生産体制を縮小・再編しつつ、NON-CRT用ガラスの中心となるFPD用ガラスの生産能力の拡充を進める等、グループ一丸となって事業構造を転換させているところです。連結売上高に占める割合も、3年前にはCRT用ガラス約65%、NON-CRT用ガラス約17%でしたが、平成18年3月期ではCRT用ガラス約22%、NON-CRT用ガラス約57%とその割合が逆転しました（注5）。この構造転換を引き続き成功させ成長軌道を歩むためには、継続した取組みと事業に対する理解が必要です。大規模買付者が事業構造の転換に対しどのような認識と方針を持っているかについても、株主の皆さまに十分な情報が提供され、検討いただく必要があります。

このような考えに立って、当社取締役会は以下の大規模買付ルールを定めることにいたしました。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきである、というものです。

(1) 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「大規模買付ルール遵守表明書」をご提出いただくこととします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書の受領後5営業日以内に、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。また、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループの概要
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④買付対価の算定根拠
- ⑤買付資金の裏付け（調達方法、買付資金の供与者（実質的提供者を含みます。）の名称その他の概要を含みます。）
- ⑥大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営ルール、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦大規模買付行為完了後に意図する当社の特定の限られた重要顧客及びその重要顧客との継続的取引関係への対応方針
- ⑧当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の対応方針

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、次の期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします（ただし、当社取締役会が、後述する特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大10日間延長できるものといたします。この延長を行

う場合は、その旨及びその理由について情報開示を行います。)

①対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には60日間

②その他の大規模買付行為の場合は90日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権の無償割当を行い、大規模買付行為に対する対抗措置（以下、「対抗措置」といいます。）を取ることがあります。

当社取締役会が対抗措置として行う新株予約権の無償割当の概要は、以下のとおりとします。

①無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割当で新株予約権を割当てる。

②新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とする。

④新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とする。

⑤新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権の行使期間

新株予約権の効力発生日（ただし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途にこれに代わる日を定めた場合は当該日）を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

⑦新株予約権の行使条件

(i)大規模買付者、(ii)その共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）、(iii)その他特別関係者（証券取引法第27条の2第7項に規定

される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、もしくは(iv)、(i)～(iii)に該当する者から、大規模買付ルールに基づき無償割当される新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は(v)、(i)～(iv)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者)は、原則として大規模買付ルールに基づき無償割当される新株予約権を行使することができない。

⑧その他

新株予約権の取得事由その他必要な事項については当社取締役会にて別途定めるものとする。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆さまへの説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権(新株予約権の具体的な内容は、上記4.(1)に記載のとおりです。)の無償割当を行うことがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆さまの権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑦のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑦のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を講じません。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当

社の株式の買収を行っている」と判断される場合

- ⑤大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の企業価値の源泉である特定の限られた重要顧客をはじめとする顧客との継続的な取引関係を破壊し、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑥上記①から⑤のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑦大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。）

- (3) 上記(1)及び(2)により対抗措置を取る場合には、当社取締役全員一致により決定するものとします。また、当社取締役会は、下記5. で述べるように特別委員会の勧告に従うものとします。
- (4) 当社取締役会は、(1)及び(2)により対抗措置を取るか否かについて決定した場合は、当該決定の内容及びその判断理由並びに特別委員会の勧告の概要及びその判断理由その他取締役会が適切と判断した事項について、情報開示を行います。

5. 特別委員会の設置 ー 対抗措置の公正さを担保するための手続 ー

(1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は、3名以上5名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者もしくは取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。特別委員会の当初の委員は3名とし、その氏名及び略歴は、別紙1「特別委員会の委員の略歴」に記載のとおりです。

(2) 特別委員会の役割

特別委員会の役割は次のとおりとします。

- ①当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、遅くとも取締役会評価期間の期限の7日前までに、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。特別委員会は、当該大規模買付行為が上記4. (2)の①から⑦のいずれかに該当するか否か、及び、その大規模買付行為に対して対抗措置としての新株予約権の無償割当を行うことが相当であるか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かについて、特別委員会の勧告に従うものとします。ただし、当社取締役会は、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、又は、特別委員会の判断の根拠が不

- 合理であると判断した場合は、特別委員会に対し、1回に限り再考を促すことができます。
- ②当社取締役会は、上記3.(2)で大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているか当社取締役会が判断するに当り助言を特別委員会に求めます。

6. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足していません。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述の通り、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまの為に交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針の是非につき本総会において株主の皆さまのご承認をいただくことを条件として本対応方針の導入を決定いたしました。加えて、本対応方針の有効期間は平成21年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまの意向が反映されるものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆さまの為に、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置します。

本対応方針の導入に際し、特別委員会は、社外有識者から構成いたします（特別委員会の委員選任基準等については別紙2をご参照ください。）。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断し、当社取締役会はその勧告に従うこととします。ただし、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、又は、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆さまに情報開示いたします。

このように、独立性の高い特別委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述の通り、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する為の仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上述の通り、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとされており、従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

7. 株主及び投資家の皆さまに与える影響等

(1) 本対応方針導入時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

本対応方針導入時には、新株予約権の無償割当は行われません。従って、株主及び投資家の皆さまの権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、上記の対抗措置を取ることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を取ることを選定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等 4. (1)⑦に規定する者以外の株主の皆さまが法的権利又は経済的側面において格別の損失をこうむるような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付ルールに違反した大規模買付者等については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権が割当てられる場合、名義書換未了の株主の皆さまは、当社取締役会が別途決定し公告する割当期日まで、名義書換を完了していただく必要があります。更に、新株予約権の行使に際しては、株主の皆さまには、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

8. 本対応方針の制定、有効期間、継続及び変更について

- (1) 本対応方針は、平成18年5月9日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。
- (2) 本対応方針は、本総会において株主の皆さまにお諮りし、出席株主の皆さまの過半数のご承認をいただいた時に発効します。本総会において株主の皆さまのご承認をいただけた場合は、本対応方針は2. に述べた事業構造の転換が一段落する予定の平成21年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで継続するものとします。ただし、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。
- (3) 当社は、平成15年に定款を変更して全取締役の任期を1年としており、取締役の任期は、毎年6月開催の定時株主総会終結の時までです。当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益及び当社企業価値の維持及び向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、株主の皆さまにお諮りしたいと存じます。

以 上

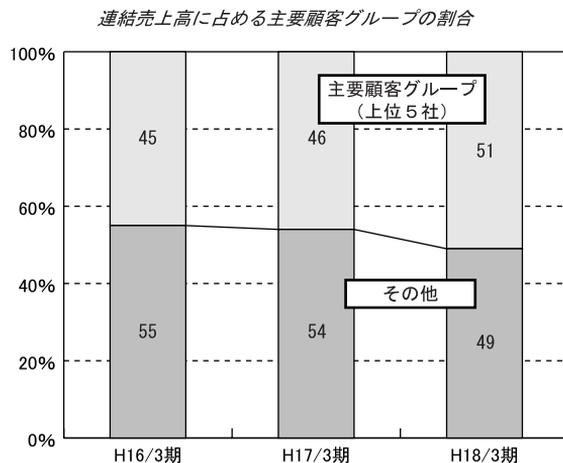
(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数

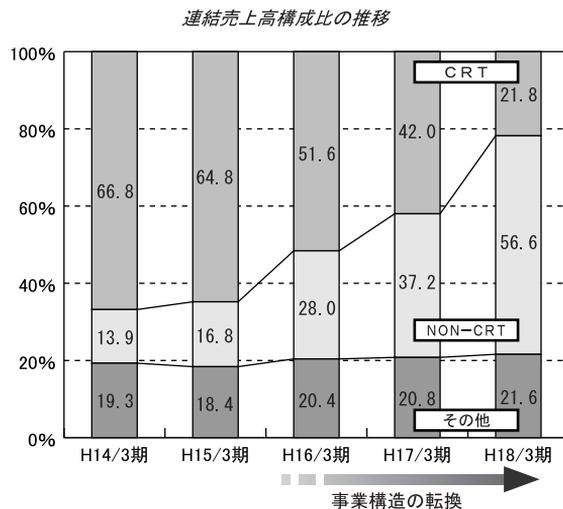
(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4)



(注5)



特別委員会の委員の略歴

竹内 卓郎 (たけうち たくろう)

昭和59年4月 弁護士登録
長島・大野法律事務所 (現 長島・大野・常松法律事務所) 入所
平成5年10月 徳田・竹内法律事務所開設
平成13年5月 竹内法律事務所開設 (現在)
平成15年6月 当社社外監査役就任 (現任)

五郎川 康 (ごろかわ やすし)

昭和36年4月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所
(現 あずさ監査法人) 入所
昭和40年4月 公認会計士登録
昭和60年9月 港監査法人代表社員
平成15年2月 あずさ監査法人代表社員
平成15年8月 あずさ監査法人退社
五郎川康事務所所長 (現任)
平成18年4月 大阪市公正職務審査委員会委員 (現任)

木村 圭二郎 (きむら けいじろう)

昭和62年4月 弁護士登録
昭和法律事務所入所
平成6年1月 ニューヨーク州弁護士会登録
平成10年5月 共栄法律事務所開設 (現在)
平成16年4月 関西学院大学大学院司法研究科教授 (現任)

特別委員会規則（概要）

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ① 特別委員会は、取締役会決議により設置する。
- ② 特別委員の人数は3名以上5名以内とする。
- ③ 特別委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者もしくは取締役又は執行役として経験のある社外者で末尾に記載する基準を全て満たす者のうちから選任する。
- ④ 特別委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

2. 特別委員の任期

特別委員の任期は、選任の日から選任後最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 特別委員の報酬

- ① 特別委員の報酬の額及びその支払いの時期等は、別途取締役会が特別委員全員及び監査役全員の同意を得て定める。
- ② 特別委員が職務を行うために交通費等の実費を支出したときは、会社は、特別委員の請求に基づき、特別委員に対してその実費を支払う。

4. 決議要件

特別委員会における決議は、特別委員の過半数をもって行う。

5. 取締役会への勧告

特別委員会は、取締役会に対し、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に著しい損害をもたらすものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して具体的対抗措置を発動することが相当であるか否かについて勧告を行う。

特別委員は、かかる勧告を行うにあたっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

6. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

【委員の選任基準】

委員は、次の基準を全て満たした者から選任する。

- ①現在及び過去において、当社又は当社の関係会社（注1）の業務を行う取締役又は従業員又はこれらの者の配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと
- ②本人又はその配偶者もしくは3親等内の親族が他社の取締役もしくは従業員である場合において、最近2会計年度のうちの1会計年度において、当社がその他社に対して物品又は役務の対価として支払った金額、又は、その他社が当社に対して物品又は役務の対価として支払った金額の合計額が、1億円もしくはその他社の連結売上高の2パーセントのいずれか高い方の金額を超えるものではないこと
- ③現在及び最近2年間において、当社又は当社の子会社の顧問弁護士、顧問弁護士事務所のパートナー、又はその配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと
- ④現在及び最近2年間において、当社又は当社の子会社の会計監査を行った監査法人の代表社員、社員、所属会計士、又はその配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと
- ⑤現在及び最近2年間において、当社又は当社の子会社の顧問、外部アドバイザー（当該外部アドバイザーが法人であるときはその社員、パートナーシップであるときはそのパートナーを含む。）であった者、又はその配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと
- ⑥現在及び最近2年間において、当社の代表取締役が指名委員会委員又は報酬委員会委員を兼任している委員会設置会社の取締役、執行役もしくは従業員、又はその配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと
- ⑦現在及び最近2年間において、名目の如何にかかわらず、当社から1年間に500万円を超える報酬（取締役報酬及び監査役報酬は除く。）を受け取ったことのある者、又はその配偶者もしくは3親等内の親族ではないこと

（注1）関係会社とは、会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社を意味します。

以 上

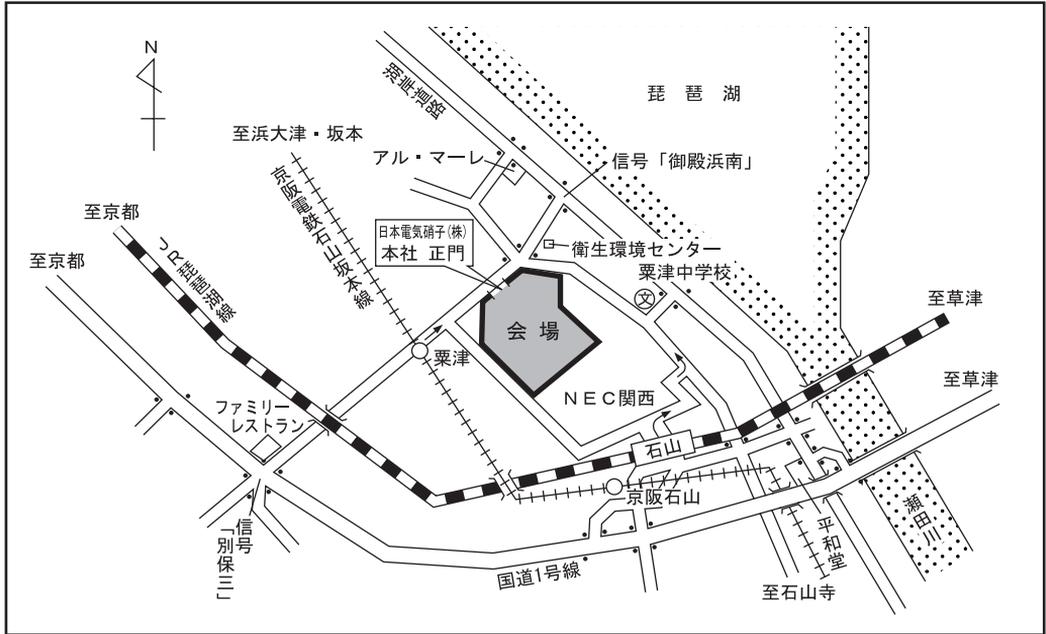
(メモ)

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

(メモ)

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図



[会 場]

日本電気硝子株式会社 本社会議室
滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
電話 (077)537-1700(代表)

[交 通]

- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 徒歩約10分
- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 京阪電鉄 浜大津・坂本方面行き
に乗り換え「粟津駅」下車 徒歩約2分

※駐車場の都合により、なるべく公共交通機関をご利用くださいます
ようお願い申し上げます。